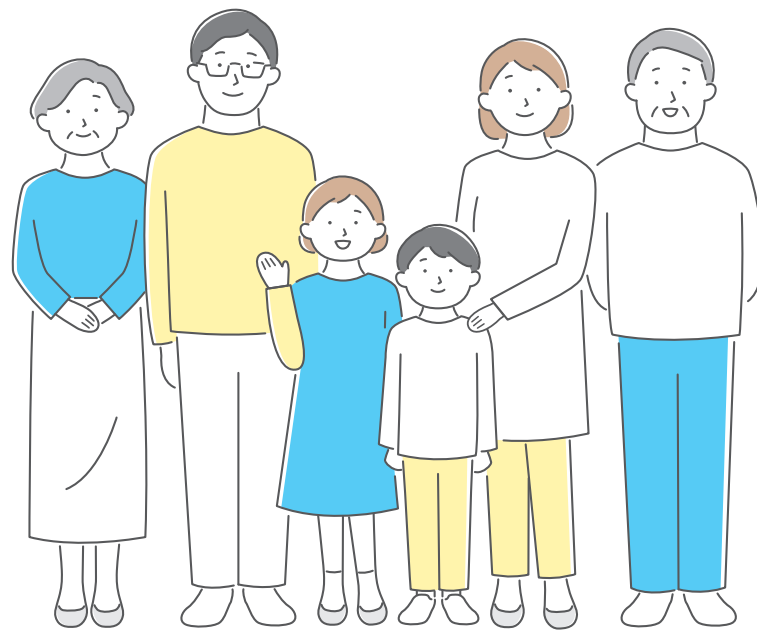


家族のように
「いざという時」を
サポートし
毎日ご安心できる
暮らしを叶えます



セレモニアと 備える あんしん身元保証

川崎とともに
歩んで
70年以上

身元保証サービス提供会社について

新聞各社でも多数掲載されているように「終活・身元保証」は、これからの時代に必須です。終末期や死後のことを誰にも頼めない場合、事前に対策しないとご自身だけでなく親族まで普通の暮らしが出来なくなることもあります。弊社の身元保証事業は地域企業や行政介護業界など多くの団体と連携をしておりますお客様が住み慣れた地域で毎日安心して生活することができます。



設立2025年11月 行政書士法人Legal Life Agency
で長年取り組んできた身元保証を専門事業にした会社
として設立。東京、神奈川、埼玉を中心に身寄りに頼る
ことができない方の支援を行っています。



設立2018年5月 従業員数33名(2026年3月現在)
東京都立川市、小平市に拠点。相続手続きと終活の専門家
として年間で受ける相談件数は500件以上。累計相談
件数2,000件以上。年間150回以上の終活勉強会実施。

小平事務所

東京都小平市美園町1-33-1小平駅前ショッピングセンター2F

立川事務所

東京都立川市柏町4-52-6シャン・クレール201

行政書士法人リーガルライフエージェンシーで検索



神奈川・
川崎エリア
対応体制完備!

お客様に寄り添い
ご安心できる暮らし
を叶えます



セレモニアが川崎に創業し、70年以上が経ちます。川崎は近年目覚ましい発展を遂げて
いますが、高齢化がすすむ地域も増えているのが現状です。セレモニアは地域貢献として
地域の皆様の将来がより良いものであるために終活支援に寄与したいと考えています。

その取組の一環として、毎月70人以上が集まる無料終活セミナーを現在実施しており
「高齢期から死後にかけて自身や家族の頼り先について相談したい」というお客様の声を
多数いただきました。その声にお答えして、この度2026年6月より終活と相続の専門家と
提携し「身元保証・死後事務」のサービスを開始致しました。ぜひ一度ご相談下さい。

- 認知症が不安な方
- 独居の方、ご家族が遠くにいる方
- できる限りご自宅で生活したい方
- ご自身やご親族の緊急連絡先が必要な方

身元保証の
ご検討の必要
があります

ご相談・予約はこちら

初回相談
完全無料

セレモニアさいわい営業所

044-533-0146

川崎市幸区神明町1-62-3 3階



終身あんしん身元保証サポート

弊社の身元保証は、ご本人様がお元気な時期からはじまり、ご要望をしっかりと聞いた上で、緊急の入院対応や終末期対応、医師との面談、ご逝去後の葬儀や供養、死後手続きなどすべての場面で家族と同じ対応を手厚く行います。安心して暮らしていただくため、様々な契約のご用意がありますのでぜひご検討ください。



■事務委任契約

突然の入院

入院手続きの代理での実施と入院時の頭金の支払い、退院時の手続きなど。

緊急時の対応

緊急時のかけつけ。病院対応や医療方針の確認など。

身体の不自由

必要に応じて財産管理や事務代行のお手伝い。



医療、介護等に関する いざという時の意思 表示宣言

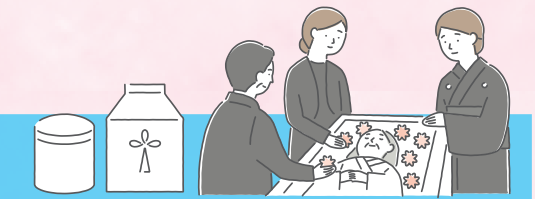
もしも意思疎通が出来なくなった場合の医療や介護についてのご希望をまとめ医師やケアマネージャーと方針を共有します。



医師とともに死亡確認。必要に応じ親族へ連絡。身元引き受け手配。

火葬と供養

セレモニアと協力し、火葬や納骨、供養の手配をします。(場合により収骨も行います)



葬儀供養の精算

葬儀・納骨・供養終了後に預託金から各費用の精算を行います。

■預託金に関する財産管理契約

緊急入院時や葬儀・納骨・供養など、意思疎通が難しい場合や死後に関連し発生する費用を契約開始時にお預かりします。※生前には通常使用しません

供養や葬儀をしない選択をした多くの方が、後々後悔しています。事前にセレモニアとしっかり検討しましょう。

ご契約

突然の
入院

緊急時
の対応

身体
の不自由

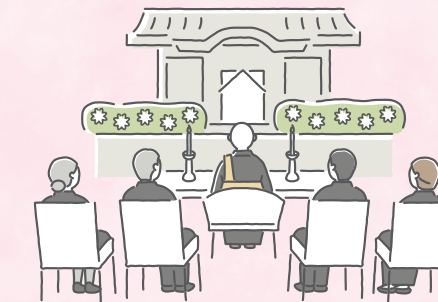
認知症

終末期
の入院

ご逝去

火葬と
供養

葬儀供養
の精算



現在

身元保証開始

死後事務手続き

業務
完了

後見や財産管理の開始

相続手続き(遺言執行)

将来のことを専門家と相談しましょう

- ・老後の生活とライフプラン
- ・介護・医療・葬儀・供養
- ・必要な手続きなどの依頼先

事前に準備をすることで健康状態や収入に応じた最善の介護や医療を受けることができます。高齢者施設等の入居は状況に応じ一緒に検討します。



■任意後見契約

必要に応じて後見開始の手続きを行います。

- ・本人の財産の管理
- ・日常生活の見守り
- ・事務や契約の代行など



■死後事務委任契約

- ・死亡届と火葬・納骨・供養・埋葬手続き
- ・親族等への連絡
- ・高齢者施設や住居の解約、遺品整理
- ・年金・介護保険関連手続き
- ・各種還付手続き
- ・光熱費やその他契約の解約手続き



■公正証書遺言、自筆証書遺言

生前の遺言に基づき財産の整理をします。

- ・戸籍収集・相続情報一覧図の作成
- ・財産調査と財産目録作成
- ・終末期の医療費、賃料などの負債や請求の対応
- ・遺言書でご指定した相続先や遺贈、寄付などのお振込みの実施。※経費精算後

